

選挙の公費負担制度について

選挙運動については、公正を確保するため、様々な規制、制限が設けられています。

その一方で、公職の選挙には、立候補しようとする人の負担を減らし、資産の多少にかかわらず選挙運動の機会を持てるようにする公費負担制度があります。

例えば、龍ヶ崎市長や龍ヶ崎市議会議員の選挙では、条例に基づき、立候補する人の自動車による選挙運動や、ビラの印刷、公設の掲示場に貼るポスターにかかる経費を市が負担する制度があります。

龍ヶ崎市長及び龍ヶ崎市議会議員の選挙における選挙運動公費負担

(令和7年9月現在)

選挙運動用自動車の使用	公費負担の対象		公費負担の限度額
	1 一般運送契約 (一括契約)	☐ 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (同一の日につき1台に限る)	各日 64,500円
	2 その他の契約(個別契約)		
	ア 自動車借入れ契約	☐ 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (同一の日につき1台に限る)	各日 16,100円
	イ 燃料供給の契約	☐ 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円× 選挙運動の日数
	ウ 運転手雇用の契約	☐ 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計 (同一の日につき1人に限る)	各日 12,500円

※1 自動車の使用は、「1 一般運送契約」か「2 その他の契約」のどちらかを選択します。

(注) 1 選挙運動用自動車の使用のうち「その他の契約」については、契約の相手方が生計を一にする親族の場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。

2 選挙運動用自動車の使用については、「1 一般運送契約」「2 その他の契約」を同時に契約した場合、1日単位でどちらか一方の選択となる。

3 無投票当選の場合は、選挙運動用自動車については、告示日1日のみが対象となり、ビラ及びポスターの作成については、限度額の範囲内で対象となる。

	公費負担の対象	公費負担の限度額
ビラの作成	ビラの作成費 ■選管へ届け出た２種類以内のビラ ■規格：A4(長さ 29.7×幅 21.0 cm)以内 ■両面印刷可	☐ １枚あたりの単価限度額 ８円３８銭 ☐ 作成枚数上限 (1) 市長選挙 １６,０００枚 (2) 市議会議員選挙 ４,０００枚 ☐ 限度額 (1) 市長選挙 $8円38銭 \times 16,000枚 = 134,080円$ (2) 市議会議員選挙 $8円38銭 \times 4,000枚 = 33,520円$

	公費負担の対象	公費負担の限度額
ポスターの作成	ポスター掲示場数 181 か所（令和 7 年 9 月現在） ■規格：長さ 42×30cm 以内 ■１枚の作成単価×作成枚数 （単価の限度額以内） （ポスター掲示場数×1.1 以内）	☐ １枚あたりの単価限度額 １,０００円 ☐ 作成枚数上限 $181 \times 1.1 = 200枚$ ☐ 限度額 $1,000円 \times 200枚 = 200,000円$

※２ 選挙人名簿登録者数によって、ポスター掲示場数は、変わります。金額は、例です。

公費負担が受けられる条件

公費負担は、立候補したすべての人が受けられるものではありません。

選挙の結果、供託物没収点以上の得票が得られず、供託金が没収された場合には、公費負担は受けられません。

○ 供託物没収点

- ・ 市長選挙 有効投票総数 ÷ 10
- ・ 市議会議員選挙 有効投票総数 ÷ 議員定数 ÷ 10

公費負担の支払方法

公費負担による金銭は、市から候補者に直接支払われるのではなく、業者等からの請求に基づいて、市から業者へ口座振替によって支払われます。

このほか、選挙運動用通常ハガキの交付、選挙公報の発行、個人演説会での公的施設の使用等が、一定の限度により公費で負担されます。

これらの公費負担制度は、法令等の改正によって見直しを行う場合があります。